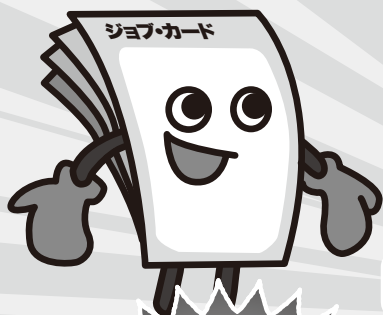


参加無料

人材育成のヒントがあります!!

社員をしっかり育てたい経営者・人事労務担当のみなさまへ



ジョブ・カード制度

普及説明会

**助成金も
拡充!**

活用できる助成金あります!

新規学卒者の採用、中途採用在職者の人材育成(教育)

※個別相談をお受けします。

日時

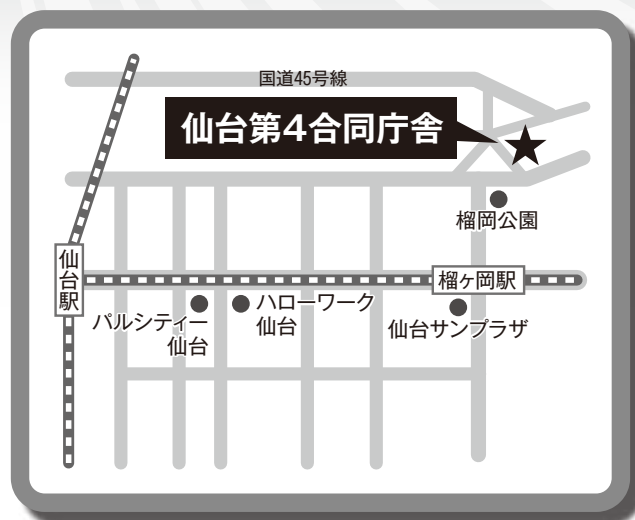
**2018年11月29日(木)
13:30~14:45**

内容

- 『ジョブ・カード制度』について
- 『人材開発支援助成金』について
- 『制度活用上の留意点』について
- 『導入事業所』の事例紹介

場所

**仙台第4合同庁舎 2階 共用会議室
(仙台市宮城野区鉄砲町1)**



制度活用実施事例

当日、株式会社エーテックでのジョブ・カード制度の活用事例のDVDをみなさまに観ていただきます。

会社概要

株式会社エーテック

所在地：〒770-0873

徳島県徳島市東沖洲1丁目3-6

事業内容：制御盤BOX、MC全体カバー、
機械部品等の製作

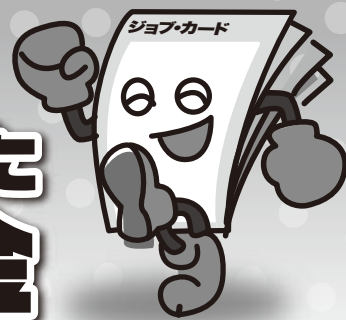


お申込みは裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

主催：宮城労働局 仙台商工会議所 宮城県地域ジョブ・カードセンター

当社の戦力に育てよう！

ジョブ・カード制度を活用した 人材開発支援助成金



特定訓練コース
：正規雇用労働者向け

労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い訓練を実施する事業主に対して助成することにより、企業内における人材育成を促進することを目的としています。

特別育成訓練コース
：非正規雇用労働者向け

有期契約労働者等に対して職業訓練を行う事業主に対して助成するものであり、有期契約労働者等の職業能力開発を通じたキャリアアップを目的としています。

人材開発支援助成金（平成30年度） 当日の普及説明会でより詳しくご説明します！

支給対象となる訓練	助成内容	助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業以外	
			生産性の向上が認められる場合 ※ 1
特定訓練コース	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 〔特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練〕について助成	【OFF-JT】 経費助成：45(30)% 〈60(45)% ※ 2〉 賃金助成：760(380)円 / 時・人 【OJT ※ 3】 実施助成：665(380)円 / 時・人 〈1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円 ※ 4〉	【OFF-JT】 経費助成：60(45)% 〈75(60)% ※ 2〉 賃金助成：960(480)円 / 時・人 【OJT ※ 3】 実施助成：840(480)円 / 時・人
特別育成訓練コース	・一般職業訓練 ・雇用型訓練 〔有期実習型訓練〕 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	【OFF-JT】 経費助成：実費 ※ 5 賃金助成：760(475)円 / 時・人 【OJT ※ 6】 実施助成：760(665)円 / 時・人 〈1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円〉	【OFF-JT】 経費助成：実費 ※ 5 賃金助成：960(600)円 / 時・人 【OJT ※ 6】 実施助成：960(840)円 / 時・人

※ 1 特定訓練コースについては、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年後の会計年度の末日の翌日から5か月以内に割増支給申請をした場合に、通常の支給額からの割増し分を支給します。

※ 2 以下の場合に適用されます。

- ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信産業の分野）
- ・若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※ 3 雇用型訓練に限ります。

※ 4 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。

※ 5 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。中小企業等担い手育成訓練は対象外。

※ 6 一般職業訓練を除く。

お申し込み 参加申込書に必要事項をご記入の上、**11月22日(木)までにFAXにてお申込みください（切り取り不要）。**
定員に達し次第締め切ります。

お問い合わせ 仙台商工会議所 宮城県地域ジョブ・カードセンター ☎ **022-212-4777**

FAX 022-211-0720 仙台商工会議所 宮城県地域ジョブ・カードセンター 行
「ジョブ・カード制度」普及説明会・仙台会場 参加申込書

貴社名			
所在地			
部署名	ご出席者名		
T E L	F A X		
業種			
E - m a i l			

※ご記入いただいた情報は、ジョブ・カード制度推進のための連絡・情報提供にのみ使用させていただきます。

個別相談もできます。当日ご都合の合わない方は、ジョブカードセンターまでお気軽にご相談ください。

商工会議所は、国からの委託を受けてジョブ・カード制度の普及に関する事業を推進しています。